

指定通所介護事業所

若狭町介護予防・日常生活支援総合事業
通所型（予防給付相当・A型）サービス

重要事項説明書

当事業者は、ご契約者に対して指定通所介護（指定介護予防通所介護）サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名：社会福祉法人 松寿会
- (2) 法人所在地：福井県三方上中郡若狭町井ノ口第32号6番地の1
- (3) 電話番号：0770-62-0100
- (4) 代表者氏名：理事長 中川 栄子
- (5) 設立年月：昭和56年6月25日

2. 事業所の概要

事業所の名称	松寿苑デイサービスあ・うん	
事業所の所在地	福井県三方上中郡若狭町井ノ口第32号6番地の1	
介護保険事業所番号	福井県第1872400047号	
管理者及び連絡先	岡本 雅弘	
電話番号	0770-62-0100	
サービスの種類	指定通所介護	通所型（介護予防相当・A型）サービス
利用定員	30名	5名
サービス提供地域	若狭町・小浜市	若狭町
面積	敷地面積 9,865.82 m ²	
建物概要	RC造2階建て 延べ床面積 4,508.57 m ² （デイサービス分 400.04 m ² ）	
損害賠償責任保険	介護保険・社会福祉事業者総合保険（あいおいニッセイ同和損保）	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	209.96 m ² （トレーニングマシン4台・レックコート6台設置）
静養室	8.74 m ²
相談室	8.88 m ²
浴室	56.60 m ²

4. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

社会福祉法人松寿会が運営する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び若狭町介護予防・日常生活支援総合事業通所型（予防給付相当・A型）サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者や事業対象者とされた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業所の職員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他地域の保健・医療・福祉各種サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 通所介護サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。

5. 営業日・営業時間及び通常の実施地域

営業日	月曜日～土曜日 *年末年始（12月31日～1月3日）は休業させていただきます。
サービス提供時間	9時00分～16時30分（A型は9時00分～12時30分まで）
営業時間	8時00分～17時30分
通常の実施地域	若狭町・小浜市 （介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスは若狭町のみ）

6. 職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	事業所・業務の管理	1名
生活相談員	日常生活上の相談に応じた助言	1名以上
看護職員	健康管理および療養上の世話	1名以上（機能訓練指導員と兼務）
介護職員	日常生活上の介護および生活支援	4名以上 （うち1名は総合事業通所型サービス）
機能訓練指導員	機能訓練等の指導及び助言	1名以上
運転手	送迎	3名以上

7. 利用料金（契約書第7条関係）

● 通常規模型 通所介護費

（1回につき1割負担の場合）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護費	3時間以上4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
	4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
	5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
	6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
	7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
	8時間以上9時間未満	669円	791円	915円	1,041円	1,168円

● 加算料金（1割負担の場合）

入浴介助加算Ⅰ…40円/日

【入浴介助を行った場合】

個別機能訓練加算Ⅰ（イ）…56円/日

【専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員を1名配置。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに居宅での生活状況を確認。他職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う。その後3か月に1回以上利用者の居宅を訪問し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、必要に応じて訓練内容の見直し等を行う。そのうえで、利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を科学的介護情報システムに提出し、機能訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する】

個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）…76円/日

【個別機能訓練加算Ⅰ（イ）の配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した場合に算定】

個別機能訓練加算Ⅱ …20円/月

【個別機能訓練加算Ⅰの取り組みに加え、利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を科学的介護情報システムに提出し、機能訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する】

サービス提供体制強化加算Ⅱ …18円/日

【当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上】

中重度者ケア体制加算 … 45円/日

- ①指定基準の規程による員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算法で2以上確保
- ②前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上
- ③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保

認知症加算 … 60円/日（対象者のみ）

- ①指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算法で2以上確保していること。
- ②前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の15以上であること。
- ③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修を修了した者を1以上確保していること。

若年性認知症利用者受入加算 … 60円/日（対象者のみ）

【受け入れた若年性認知症利用者（65才以下）ごとに個別の担当者を定め、指定通所介護サービスを提供】

科学的介護推進体制加算 … 40円/月

【科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバック情報の活用等により、ケアの質の向上への取り組みに対し加算】

介護職員等処遇改善加算Ⅰ … 利用総単位数に9.2%を乗じた単位数

【介護職員等の確保や就業の継続に向けて賃金改善やキャリアアップ支援などを実施し、処遇改善を行う】

送迎減算 … 片道47円/回

【送迎を利用しない場合】

介護保険給付対象外利用料金

食費	1回 670円 (当日10時30分以降のキャンセルについては全額を徴収させていただくことがあります。)
おむつ代	紙パンツ・紙おむつ…70円、パッド…40円
その他	日常生活においても通常必要となるものに係る経費で、利用者が負担することが適当と認められるもの

● 通所型（A型）サービス

（1回あたり1割負担の場合）

要支援度 等	通所介護費 ①
要支援1・2	350円
事業対象者	

減算・・・送迎を利用しない場合（－47円／回・片道）

介護保険給付対象外利用料金

食 費	1回 620円 （当日10時30分以降のキャンセルについては全額を徴収させていただくことがあります。）
入 浴 代	1回 500円
おむつ代	紙パンツ・紙おむつ…70円、パッド…40円
そ の 他	日常生活においても通常必要となるものに係る経費で、利用者が負担することが適当と認められるもの

（注）（介護予防相当・A型）

- ・来所後都合により早退された場合でも上記の料金を頂く事があります。
- ・介護保険給付の支給限度額を超えた場合は、全額自費負担となります。（上記記載金額）
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

8. 利用料金のお支払い方法

ご指定金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

- * 利用料金は1か月ごとに計算し、翌月10日までに通知します。当月の料金の合計額を翌月20日に、ご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。
- * 契約書第20条により、甲が乙に対しサービス利用料金の入金を確認されない場合には、直近の年金支給月の末日までに、事業所へ現金でお支払いください。なお、支払われない場合には、契約を解除させていただくことがあります。

9. 利用日の中止・変更・追加

- * 利用日の中止については、できる限りサービス実施日前日までに連絡をお願いします。やむをえずサービス実施日（利用日当日）に中止決定された場合は、午前8時00分までに連絡をお願いします。
- * 利用日の変更・追加については、サービス提供準備の都合上、原則として申し出のあった日の翌月より実施するものとします。（緊急性のある場合は、この限りではありません。）
- * 介護者の方による送迎も可能です。その場合、利用当日の午前8時00分までに連絡をお願いします。
- * 介護予防通所介護については、契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

10. 留意事項

- 介護者不在宅の送迎
持参物の準備等、送迎に支障がでないようお願いします。また施錠等についても、万が一事故等発生した場合、事業者は一切責任を負いません。
- 貴重品
ご利用にあたっては、金品の必要はほとんどありませんので持参はご遠慮下さい。なお、金品の紛失等が発生した場合、事業者は一切責任を負いません。
- 物品の受け渡し
ご利用にあたっては、食料品等の持ち込み及び、他利用者等への配布はご遠慮下さい。万が一事故等発生した場合、事業者は一切責任を負いません。
- サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- 他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。

11. 介護サービス情報の公表について

当施設では第三者による調査を受けておりません。

当デイサービスの情報は、福井県介護サービス情報公表システムなどのホームページでご覧頂くことができます。

1 2. 苦情処理

通所介護（介護予防通所介護）サービス内容について苦情・相談・意見があれば、苦情解決責任者が苦情を申し出た方と誠意を持って話し合い解決に努めます。

また、必要に応じて第三者委員が助言や立会いをします。直接、第三者委員に申し出ることもできます。

事業者で解決出来ない場合は、次の関係機関窓口に出すことができます。

苦情解決体制

	氏 名	肩 書	連 絡 先
苦情解決責任者	岡 本 雅 弘	施 設 長	0770-62-0100
苦情受付担当者	北 村 浩 一	副 施 設 長	
第三者委員	山 田 善 市	障がい者施設管理者	0770-62-0750
	中 村 正 人	学 識 経 験 者	0770-62-0430
	福 井 真 寿 美	民 生 委 員	0770-62-0438

また、市町などにも相談窓口があります。

若狭町役場 福祉課	ご利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0770-62-2703 福祉課（若狭町市場20-18）
小浜市役所 元気支援課	ご利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0770-53-1111 高齢・障がい者元気支援課 （小浜市大手町6-3）
福井県国民健康 保険団体連合会	ご利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0776-57-1614 介護保険係 （福井市西開発4丁目202番1号）
福井県 運営適正化委員会	ご利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0776-24-2347 ハート支援室 （福井市光陽2丁目3-22）

1 3. 緊急時の対応方法

<p>契約者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。</p>		
契約者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協力医療機関	医療機関の名称	若狭町国民健康保険上中診療所
	所 在 地	若狭町市場 1 9 - 5
	電 話 番 号	0 7 7 0 - 6 2 - 1 1 8 8
緊急連絡先 1	氏 名	
	住 所	
	携帯電話・電話番号	
緊急連絡先 2	氏 名	
	住 所	
	携帯電話・電話番号	

同意書

(利用契約書第11条3項関係)

社会福祉法人松寿会

理事長 中川 栄子 殿

私（サービス契約者甲1・家族甲2）は、居宅サービス計画書及び介護予防サービス・支援計画書に記載された内容及び貴会が甲に対しサービスを提供する上で知り得た情報につき、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に対して
甲2

重要事項説明書・同意書に基づいて、重要事項・同意書を説明しました。

(乙) 居宅介護サービス事業者

事業者所在地 福井県三方上中郡若狭町井ノ口 32-6-1

名 称 社会福祉法人 松寿会

理事長 中川 栄子 (印)

説明者 所属 松寿苑デイサービスあ・うん

氏 名 (印)

(甲) 私は、本書面に基づき乙から重要事項・同意書の説明を受け同意します。

(甲1) 契約者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(甲2) 契約者の家族等 住 所 _____

氏 名 _____ (印)